
令和5年大和町議会4月随時会議会議録

令和5年4月28日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	税務課長	小野政則君
副町長	浅野喜高君	子ども家庭課長	村田充穂君
教育長	上野忠弘君	福祉課長	蜂谷祐士君
総務課長	千葉正義君	健康推進課長	大友徹君
まちづくり政策課長	江本篤夫君	都市建設課長	亀谷裕君
財政課長	児玉安弘君	教育総務課長	遠藤秀一君

事務局出席者

議会事務局長	櫻井修一	次長兼係長	相澤敏晴
主事	山際有愛	主事	浅野真琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時01分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

会議の前に申し上げます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴席、出入口の扉を常時開放し、休憩中は議場の両扉を開き、換気を行います。

議員及び執行部の皆様におかれても、会議中のマスクの着用、こまめな手洗い、消毒、せきエチケット、換気、三密を避けるなどの基本的な感染症防止対策に対するご理解とご協力をお願いします。

なお、随時会議及び全員協議会の執行部の出席者については、三役及び関係審議関連課長等とさせていただきます。

ここで後ろの扉を両方開けてください。

ただいまから令和5年大和町議会4月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番槻田雅之君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみをしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみに決定しました。

日程第3「報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

日程第4「報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

日程第5「報告第3号 専決処分の報告について（大和町税条例の一部を改正する条例）」

日程第6「報告第4号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

日程第7「報告第5号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第8「報告第6号 専決処分の報告について（大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）」

日程第9「報告第7号 専決処分の報告について（令和4年度大和町一般会計補正予算）」

議長（高平聡雄君）

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）から日程第9、報告第7号 専決処分の報告について（令和4年度大和町一般会計補正予算）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それではよろしくお願いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

2 ページが専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

1の専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲におきまして、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、令和4年12月27日午後5時57分頃、職員が公用車を運転し、くろかわ商工会大和事業所の駐車場から町道吉岡吉田線に進入する際、公用車の前方右側から歩道上を自転車で直進してきた相手方に公用車の前部を衝突させ、相手方及び相手方の自転車並びに車両前部バンパーを損傷したものでございます。

4の損害賠償額につきましては、相手方への物損事故賠償分2万706円。人身損害賠償分3万8,580円、合わせまして5万9,286円でございます。

5の和解の内容につきましては、本件に係る物損事故の過失割合を大和町9割、相手方1割とし、大和町は相手方に対し、2万706円と人身損害賠償分3万8,580円の支払い義務があることを認め、これを支払うことといたし、また、町、相手方の両当事者は本件について、今後裁判上・裁判外を問わず異議申立て、請求を行わないことといたし、和解することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和4年大和町議会6月定例会議におきまして、議案第55号により議決をいただきました「令和4年度道路改良工事（都市計画道路吉田落合線）」でございます。

2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は1億670万円。変更後の契約金額が1億876万4,700円。契約金額の増額が206万4,700円でございます。

3、変更の理由でございます。本工事につきましては、都市計画道路吉田落合線の2車線を4車線化にするものとして、延長336メートル区間におきまして工事を行ったものでございます。本路線に隣接いたします田と道路の段差調整としてL型擁壁を設置しますが、その基礎地盤強度が所定強度未満でありましたことから、対応としまして、強度が確保できる材料と入れ替えたものでございます。

令和5年3月20日専決。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長（小野政則君）

それでは、議案書5ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。専決処分といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項について、別紙のとおり令和5年3月31日に専決処分したものでございます。

今回の一部改正につきましては、3月定例議会中に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご説明申し上げました令和5年度税制改正大綱に沿った改正でございまして、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号が公布され、一部の規定を除き令和5年4月1日から施行されたところであり、令和5年度の課税に支障のないように対応いたすため、改正したものでございます。

また、関連します条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等その準則に従って今回の一部改正の専決処分をいたしたところでございます。

それでは大和町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。主な改正点としましては、令和6年度から導入される森林環境税に伴う改正であります。

初めに、第7条の2及び18条の改正につきましては、地方税法の略称につきまして前後していたものを、第7条の2において規定するものであります。

第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除につきましては、森林環境税の導入に伴い、改めるものでございます。

7ページから8ページをお願いいたします。

第36条の3の2の第2項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書につきましては、法の規定の新設に合わせ、記載事項の簡素化の規定を新たに設けるものであります。あわせて同条第2項から第5項まで1項ずつ繰り下げて、同規定中の文言を改めるものでございます。

第38条、個人の町民税の徴収の方法につきましては、森林環境税の導入に伴い、見出しの改正と第3項を新たに設けるものです。あわせて、第1項中の文言を整理するものであります。

第41条、町民税の納税通知書につきましては、森林環境税の導入に伴い納入通知書の改正となり、記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合計額を追加するものであります。

9ページから11ページをお願いいたします。

第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、森林環境税の導入に伴い特別徴収の方法による徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むものと改めるものであります。あわせて第2項、第3項、第5項及び第6項中の文言を整理するものであります。

第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等につきましては、法施行規則の改正により、様式が新たに定められたため改めるものでございます。

第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れにつきましては、第1項につきましては、文言の整理を行うもの。第2項につきましては、森林環境税の導入に伴い法の改正に合わせて改めるものであります。

12ページをお願いいたします。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、見出しの改正と森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法による徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含めるものと改めるものでございます。

あわせて、第1項及び第2項中の文言を整理するものであります。

13ページから14ページをお願いいたします。

第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにつきましては、第1項につきましては文言の整理を行うものと、第2項につきましては、森林環境税の導入に伴い法の改正に合わせて改めるものでございます。

第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、第1項及び第5項について、法施行規則の改正により様式が新たに定められたため、改めるものでございます。

15ページをお願いいたします。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、第1項中、法施行規則の改正により様式が新たに定められたため改めるものと、あわせて文言の整理をするものでございます。

第82条、種別割の税率につきましては、改正道路交通法において新たに区分された山林の特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードをミニカーの区分から除外するよう改めるものでございます。

16ページから17ページをお願いいたします。

第98条、たばこ税の申告納付の手続につきましては、第1項及び第5項について、法施行規則の改正により様式が新たに定められたため、改めるものでございます。

第101条たばこ税に係る不足税額等の納付手続につきましても、法施行規則の改正により様式が新たに定められたため改めるものでございます。

附則第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、地方税法改正により適用期限を令和9年度まで延長するよう改めるものでございます。

附則第10条、読替規定につきましては令和3年度法改正により、第64条が削除されるため、改めるものでございます。

18ページから20ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきまして、第3項から第25項まで法の改正により引用条項にずれが生じるため、改めるものであります。

第27項につきましては、大規模の修繕等を行ったマンションに対する減額措置を新たに規定するものであります。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、第12項に大規模の修繕等を行ったマンションの

手続について規定をし、第12項を第13項に、引用条項にずれが生じたため改め、13項を14項に改めるものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告及び附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、適用の年度を2年間延長するよう改めるものでございます。

附則第10条の6、令和2年7月号に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、令和2年7月豪雨に対して特例措置を新たに規定するものであります。

23ページをお願いいたします。

附則第15条2の3、日本赤十字の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例につきましては、準則の規定に合わせ、新たに規定するものであります。

23ページから26ページをお願いいたします。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、第3項から第6項まで削除されることによる項ずれが生じるための改正と、グリーン化特例について特例期間を3年間、25%軽減対象につきましては2年間、期間を延長するよう改めるものであります。

附則第16条の2、軽自動車税の所得割の賦課徴収の特例につきましては、第1項につきましては引用条項の条ずれを改めるものと、第3項につきましては、附則に乗じる割合を100分の10から100分の35に改めるものであります。

27ページをお願いいたします。

附則第16条の2の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第16条の2の2の2、軽自動車税環境性能割賦課徴収の特例につきましては、準則に合わせ、附則第15条の2に改め、第3項中の引用条項も改め、第4項では附則に乗じる割合を100分の10から100分の35に改めるものであります。

28ページをお願いいたします。

附則第16条の2の3、軽自動車税環境性能割の減免の特例につきましては、準則に合わせ、附則第15条の3に改め、第1項中文言について、準則に合わせて改めるものであります。

附則第16条の2の4及び附則第16条の2の5につきましても、準則に合わせ、それ

ぞれ附則第15条の4、及び附則第15条の5に改めるものであります。

附則第16条の2の6、軽自動車税環境性能割の税率の特例につきましては、準則に合わせ附則第15条の6に改め、臨時的軽減措置に係る第3項の規定を削除するものであります。

29ページをお願いします。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限の延長を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、規定の整備を行うものでございます。

附則でございます。

第1条につきましては、施行期日を規定しております。

31ページをお願いいたします。

第2条につきましては、町民税に係る経過措置について規定しております。

第3条につきましては、固定資産税に係る経過措置について規定しております。

第4条につきましては、軽自動車税に係る経過措置について規定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和5年3月31日専決処分いたしましたものでございます。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第3号の税条例と同様に、令和5年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正により、引用条項の整備などを伴う改正でございまして、準則にのっとり整理するものでございます。

それでは、大和町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、34ページをお願いいたします。

改正後の附則第2項から附則第6項につきましては、法附則第15条によるわがまち特例による固定資産税の特例措置に係る課税標準等の法改正によります引用条項の整

理をいたしたものでございます。

附則第6項につきましては、条例において定める割合を3分の2から4分の3に改定するものであります。

附則第17項につきましては、法附則第15条第46項の新設等により、引用する条文を整理するものであります。

附則でございます。

第1項、施行期日でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

35ページをお願いいたします。

第2項及び第3項につきましては、経過措置を規定するもので、第2項では、改正後の大和町都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年分までは、なお従前の例によるものでございます。

第3項では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行日、前日までの読替えについて規定するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

続きまして、36ページをお願いいたします。

報告第5号でございます。専決処分の報告についてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和5年3月31日、専決処分いたしましたものであります。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第3号の町税条例と同様に令和5年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正により、課税限度額の引上げと減額措置に係る軽減判定所得の見直し及び引用条項の整備などに伴う改正でございまして、準則にのっとり整理するものであります。

それでは、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、37ページから38ページをお願いいたします。

第2条、課税額につきましては課税限度額の改定で、第3項で後期高齢者支援金等課税額限度額につきまして20万円を22万円に改めるものであります。

第23条、国民健康保険税の減額につきましても第1項中後期高齢者支援金課税限度

につきまして、20万円を22万円に改正するもので、第2号及び第3号につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うもので、28万5,000円を29万円に、52万円を53万5,000円に改めるものでございます。

第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、引用条項の整理を行うものであります。

39ページをお願いいたします。

第20条の2、特例対象被保険者等に係る申告につきましても、準則に合わせ文言の整理を行うものであります。

附則の改正でございます。

39ページから44ページまでお願いいたします。

附則第2項から第4項、附則、第6項から第9項、第12項及び13項につきましても引用条項の整理を行うものであります。

附則でございます。

第1項につきましては、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項につきましては、適用区分を規定するもので改正後の大和町国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

次に、議案書45ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告についてでございます。

大和町地域活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告いたすものでございます。専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和5年3月31日、専決処分いたしましたものであります。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第3号 町税条例と同様に令和5年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正により、引用条項の整備などを行う改正でございまして、準則にのっとり整理するものであります。

46ページをお願いいたします。

第2条、固定資産税の課税免除等につきまして、対象期間の延長を行うものであります。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安宏君）

それでは続きまして、議案書の47ページをお願いいたします。

あわせて別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第3号）につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第7号 専決処分報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものであります。

ページの中程、専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和5年3月31日でございます。

48ページをお願いいたします。

令和4年度大和町一般会計正予算（専決第3号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1億4,073万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を138億7,333万2,000円とするものでございます。第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書49ページから50ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条地方債の補正につきましては変更でございまして、第2表によるものでございます。

それでは、議案書の52ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

補正前の額につきましては、7つの地方債の合計が2億9,500万円でしたが、それぞれの事業におけます事業費確定による増減があり、合計で2億6,890万円となるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第3号）3ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

3ページの2款地方譲与税から4ページ中ほどにございます9款環境性能割交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして、増減の措置をいたしたものであります。8つの款の合計で7,425万3,000円の追加となるものであります。

続きまして、12款地方交付税につきましては、額の確定による追加でございますが、特別交付税及び震災復興特別交付税とも増額で、合わせまして2億2,713万円を追加いたすものであります。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により80万6,000円の減額でございます。

15款使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料の確定により減額となったものであります。

16款1項2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナワクチン接種対策費の額の確定により、4,707万5,000円の減。

3目災害復旧費国庫負担金につきましては、額の確定による増額でございます。

5ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金。2節につきましては個人番号カード交付事務費の確定による減額。同じく3節につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の確定による減額。

3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業の額の確定による減額。

4目土木費国庫補助金については、1節道路橋梁費の額の確定による減額でございます。

17款2項2目民生費県補助金1節社会福祉補助金につきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖地震による被災者住宅再建支援補助費の確定による減額。

7目市町村振興補助金につきましては、交通安全対策事業費ほか11事業の事業費の額が確定し、それぞれ増減がございますが、合わせまして366万4,000円を減額いたすものであります。

なお、国、県の補助金の増減によりまして、歳出につきまして財源調整や財源の組替えを行っております。

次に、17款3項1目総務費委託金につきましては、参議院議員選挙執行費の額確定による減額。

6ページをお願いいたします。

19款1項3目教育費寄附金につきましては、1件の寄附がございましたことによる増額。同じく4目ふるさと寄附金につきましては、額の確定により減額するものであります。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整の結果、2億7,021万6,000円を戻入れするものであります。同じく4目ふるさと応援基金繰入金につきましては83万1,000円を、5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては92万5,000円をそれぞれ戻入れするものです。

22款5項3目雑入につきましては、PCR検査等負担金、新型コロナワクチン集団接種共同実施費の額の確定による減額です。

23款町債につきましては、先ほど議案書の52ページでご説明いたしました内容でございます。1目から5目につきまして、それぞれ減額いたすものでございます。

7ページをお願いいたします。

24款1項1目自動車取得税交付金につきましては、1節旧法による自動車取得税交付金の交付があり、追加するものであります。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは続きまして、歳出でございます。

事項別明細書8ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費につきましては、ふるさと寄附事業についてでございます。

7節につきましては、寄附申出をいただいた方への返礼品調達費用につきまして、10節につきましては、事務用品消耗品代について。11節につきましては、ふるさと寄附ポータルサイトへの広告料、クレジットカード決済手数料等につきまして。12節につきましては、ふるさと寄附に係ります返礼品調達事務及び発送業務等につきまして、それぞれ令和4年度の実績によりまして確定をいたしましたものでございます。

24節につきましては、返礼品等の経費を控除しました寄附金額の確定に伴いまして、ふるさと応援基金積立金を増額いたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安宏君)

続きまして、9目交通対策費についてであります。

交通対策につきましても、事業費の確定によります財源調整でございます。

次に4項3目参議院議員選挙執行費につきましても、事業費の確定によります財源調整。

3款1項4目障害者福祉費につきましても、事業費の確定による財源調整でございます。

よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、3款3項1目災害救助費につきましても、令和4年3月に発生しました福島県沖震源による地震によります被災者に対する住宅の被害での支援でございまして、18節につきましても事業の実績に基づき3件でございましたが、その実績に基づきまして、残りの650万の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 (大友 徹君)

続きまして、9ページ目をお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。

こちら水道事業会計及び下水道事業会計の合併処理浄化槽への繰出金につきましても、新型コロナウイルス感染症対応事業に対します地方創生臨時交付金の充当を増額いたしまして、一般財源との組替えを行ったものであります。

次に4款1項2目予防費でございますが、こちらは新型コロナウイルスワクチン接

種事業費につきまして、国の方針に基づき令和4年度については、上半期追加接種として4回目を実施いたし、下半期につきましてはオミクロン株対応ワクチンの接種を実施したところであります。

1節報酬から8節旅費までについては、当初ワクチンの集団接種において予定いたしました黒川医師会及び職員の増員は行わず、実施したことによる減額でございます。

10節需用費につきましては、集団接種会場設営経費及びワクチン接種用の医薬材料費の減額となるものであります。

11節役務費は、ワクチン接種券の発送費用の執行経費確定による減額になります。12節委託料につきましては、ワクチン接種に関します国の方針に対応できるよう、接種回数を最大数見込み計上していたところでありますが、ワクチン接種回数の実績により精算したこと及び集団接種運営業務の事業費確定により減額いたすものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、集団接種に伴う予約受付用の通信端末レンタル機器について使用しなかったことによる減額となります。

17節備品購入費につきましては、ワクチン輸送用の保冷バッグの購入を予定いたしましたが、既存のもので対応したため購入を見送り今回減額したものとなります。

以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安宏君)

続きまして、5款1項3目農業振興費、同じく4目畜産業費、5目農地費、6目水田農業対策費、2項1目林業振興費、6款1項2目商工振興費、3目観光費につきましては、それぞれ事業費の確定による財源調整でございます。

よろしく願いします。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

続きまして、7款2項1目道路維持費でございます。緊急自然災害防止対策事業債

の確定により、財源調整を行ったものでございます。

7款2項2目道路新設改良費は、国庫補助金の確定により財源調整を行ったもの。

7款2項4目交通安全施設整備事業費につきましては、交通安全対策特別交付金の確定により財源調整を行ったものでございます。

7款3項1目河川費につきましては、緊急新設推進事業債の確定により財源調整を行ったもの。

7款5項1目住宅管理費は、国庫補助金等の確定により財源調整を行ったもの。

7款5項2目子育て支援住宅建設費は、県支出金の確定により財源調整を行ったものでございます。

以上でございます。

議長 長 （高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安宏君）

続きまして、9款1項2目事務局費につきましては、24節学校教育振興基金として歳入で説明させていただきました企業からの寄附金を学校教育振興基金に積み立てるものであります。

2項1目につきましては、財源調整。4目小学校建設費につきましては、令和4年度事業費の確定による財源調整。

3項1目学校管理費、4項5目教育ふれあいセンター管理費につきましては事業費確定により財源調整となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費は、国庫補助金災害復旧事業債の確定により財源調整を行ったもの。

10款2項2目河川災害復旧費は、国庫補助金災害復旧事業債の確定により財源調整を行ったもの。

10款2項3目都市施設災害復旧費は、災害復旧事業債の確定によります財源調整を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、報告第1号から報告第7号までを終わります。

日程第10「議案第49号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第10、議案第49号、令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉 安弘君。

財政課長 （児玉 安弘君）

それでは、議案書の53ページをお願いいたします。あわせまして別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）につきましてもご準備をお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1,795万円を追加し、予算の総額を147億3,854万3,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書54ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正であります。第2表債務負担行為補正によるものであります。

議案書55ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正の追加で、学校給食センター浸漬槽付食器洗浄機等賃貸借であります。債務負担行為の期間は令和6年度から令和12年度まで、限度額は7,630万円といたすものであります。

なお、令和5年度賃貸借分の予算につきましては、当初予算で計上済みとなっております。

それでは、別冊の事項別明細書（第2号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

16款2項2目4節に子育て世帯生活支援特別給付金事業に対します補助金1,795万円を計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長 （村田充穂君）

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費でございます。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費に要する経費でございます。支給対象者は平成16年4月2日から令和6年2月29日の間までに生まれた児童を養育する者のうち、昨年度実施しました当事業の支給対象者となっているもの、並びに令和5年度分の住民税均等割が非課税である者。直近の収入が非課税相当の水準に家計が急変している世帯等でございます。

3節は職員の時間外勤務手当を。10節は発送に要する消耗品を。11節は支払い通知等の郵送料と口座振込手数料、18節は特別給付金として支給対象児童1人当たり一律5万円。350名分を見込み予算措置をいたしたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第49号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「同意第4号 宮床財産区管理委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第11、同意第4号 宮床財産区管理委員の選任についてを議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは同意第4号でございます。宮床財産区管理委員の選任についてでございます。

下記のものを宮床財産区管理委員に選任したいので、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記といたしまして、氏名、読み上げさせていただきます。

氏名、石垣敏行、八嶋良雄、赤間義信、鎌田和男、佐藤文徳、浅野 衛、熊谷正幸、でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で同意第4号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、同意第4号については同意することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年大和町議会4月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れ様でした。

午後3時57分 散 会